愛川町監査委員公表第４号

地方自治法第１９９条第１４項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和８年１１月１０日

愛川町代表監査委員　齋　藤　千　春

財政援助団体監査結果等に対する措置状況報告書

監査実施日　令和８年１０月２日
所　管　課　環境経済部商工観光課

指摘事項（１）	措置状況
当該補助金の交付を受けて経営改善普及事業に携わる職員が、自らが担当していた団体の会計から現金を着服するという不祥事を発生させたことは、愛甲商工会の会員の信頼を裏切るもので、愛甲商工会への財政的援助に係る事務執行が不適正に行われたと断ぜざるを得ない極めて重大な事態である。 愛甲商工会においては、本件を重く受け止め、相互牽制の利いた会計処理など内部管理体制の強化や各職員のコンプライアンスの向上のほか、不適切な事務処理などが生じた場合においては、迅速に対処するなどを内容とする再発防止策を早急に策定し、確実な実践とその検証に取り組むことが必要である。 所管課である商工観光課においては、商工会の再発防止策の確実な実践を確認し、適切な指導を行うことが必要である。	愛甲商工会に対し、「再発防止策」を早急に策定するよう指示し、愛甲商工会からは、事務執行が適正に行われるよう次の項目を含めた「再発防止策」を講じていくとの報告を受けております。 （１）チェック体制の強化 （２）金銭出納の管理徹底 （３）特別会計に対する管理意識の強化 （４）コンプライアンス意識の強化及び内部通報窓口の周知 （５）監査の実施方法（外部監査の導入の検討） 商工観光課では、愛甲商工会が、再発防止策に則り、事務を執行しているか確認し、引き続き、適正運営が図られるように愛甲商工会に対して指導を行ってまいります。

指摘事項（２）	措置状況
商工会職員に係わる旅費の請求や受領が遅いものがあるなど旅費規程どおりの手続が行われていないため、手続の遵守が必要である。 また、商工会運営規約には、現在貸し出しをしていない貸室や現在利用が皆無のワープロ文書作成が規定されており、現状に合わせた見直しが必要である。	愛甲商工会へ「指摘事項（２）」の内容について対応するよう指示し、次のとおり適切な事務執行に努めることの報告を受けております。 （１）職員の旅費請求や受領の遅いものなどがあるため、今後は旅費規程を遵守した運用を徹底していきます。 （２）商工会運営規約の別表に記載されている手数料等が、現状と合っていない部分があるため、随時見直しを検討していきます。